伊方訴訟ニュース

第63号

1978年11月20

伊方原発訴訟を支援する会（連絡先：〒530　大阪市北区西天満4－9－15第1神明ビル藤田法律事務所内Tel 06-363-2112,口座大阪 48780）

－控訴審初公判－

"稀代の悪判決"を糾弾

10月27日，高松は早朝から小雨，午前7時すぎから数名の支援の人たちが裁判所前に集る。早朝到着の夜行列車やフェリーで京都，大阪からきた人たちである。8時すぎ，後続の支援者が到着する少し前に，頃を見計らったかのように，四国電力社員と思われる一団が列をつくる。裁判所の隣の大きなビルが四電本社。そこから繰り出してきたのであろう。おかげで，一足違いの香川県評の労働者や，大阪からの支援の仲間たちは傍聴定員（35名，うち10名は原告席に入りきれなかった人たちを予定）からはみ出す。

午前10時前，はるばる伊方から原告ら地元の人たちを運んできたバスが到着。午前3時に伊方を出発したとのこと。4月25日，松山地裁で柏木判決を怒りの涙で受けとめた人たちの元気な顔がそろう。しかしその中に，原告団の世話役として中心的に活動してこられた福野さんの苦しそうな顔が見える。過労と長時間のバス旅のために，持病の喘息の発作が襲ってきたという。人々に助けられて休憩室へ，そして病院のベッドへ。かっての別子銅山での労働災害に今なお苦しめられておられる年老いた福野さんの，初公判に出廷できない無念さを思う。

開廷予定の午前10時30分には法廷は満席となる。原告席と向い合った被告席には，国側代理人の立役者岩渕検事や「原子力発電は国の生命線」を売物にする高津弁護士などの"歴戦の勇士"が顔をそろえる。しかし，法務局や科学技術庁の"その他大勢"組のほとんどは新しい顔ぶれのように見受けられる。任期がすめば次々と交替して行く，こうした連中に支えられている「国」とは何ぞや，と，毎度のように考える。

予定時刻を少し遅れて，小西裁判長以下三名の裁判官が入廷する。上級裁判所のせいか年寄りじみた感じがする。それに，何となくちぐはぐな感じを受ける。落着きを欠いた様子の裁判長。一見裁判官風の右陪席，そして，なお娑婆気を残した感じの左陪席。三人三様のふん囲気を法衣に包んで着席する。

松山地裁で聞きなれた開廷前の"シャッターしぐれ"の音もないままに開廷宣言。すぐに，原告側仲田代理人が立ち，第一審同様，補佐人の承認を求める。事前に申し入れてあったためか，あっけなく，星野，荻野，久米の三補佐人が認められる。ついで申し出たテープ使用の要求も，あっさりと承認。いささか拍子抜けの感。

続いて原告側の陳述に入る。二週間前に提出されている柏木判決糾弾の準備書面を補足しつつ，２名の原告代表と１１名の出席全代理人，それに補佐人の一人の計１４名が，ヒルの休憩を挟んで，午后４時までの４時間半にわたって陳述。被告の国側は，準備書面未提出のため，もっぱら聞き役を務める。

まず藤田代理人（弁護団長）が立ち，要旨つぎのような総括弁論を展開。

「超毒物の大量生産装置である原発が超危険なものであることはいうまでもない。原告らは，自らの生命と生活のためだけでなく，原子力が子々孫々に与える影響も考慮に入れて苦斗し訴え続けてきた。しかるに，その訴えを退けた柏木判決は，まさに〝司法の公正さに泥を塗るものとしかいいようがない。

被告の国は，原子力に対する数々の疑問に答えるどころか，裸体のエロチシズムに訴えるポスターでアピールするとは何ごとか。(裁判長も薄笑いして被告席を見る。被告席の全員下を向いたまま。)

１０月４日に伊方原発で発生した数１０トンもの一次冷却材漏出事故は，住民を不安に陥し入れただけでなく，労働者の犠牲（被ばく)の上に原発が立っていることも示している。

我々はなお裁判所を信じ，裁判らしい裁判を切望していると。

ついで立った矢野原告は，せきを切ったようにつぎのように発言。

伊方原発設置に際して，国，県，四電は，やりたい放題やってきた。我々は裁判所の公正さを頼りに訴えてきたが，柏木判決は，裁判所も〃四電の手先〃であることを示した。その証拠は，有効性も実証されていないＥＣＣＳを，計算だけで有効だと判断したり，ボーリングも全くやらないままで中央構造線も問題なしとしたことなどである。

先日の一次冷却材漏出事故は住民に不安を与え，ある知人は，こうなったら一人一殺の行動しかないとまで言切っている」と。

広野原告は淡々と陳述する。

地主をだまし，漁協を金で分断し，公聴会さえ開かなかった設置のやり方は，滅茶苦茶の一語につきる。そうした原発で非道な被ばくが進んでいる実態は，雑誌「潮」の最近号の松本さんの手記にもあばかれている。四電は，今回の事故も発生後１１時間もたってから通報するという住民無視の態度を示した。我々の正しさは，ますます高まる原発反対運動によって証明されている」と。

続いて，仲田代理人以下の発言者が，つぎつぎと立って〝没論理と破廉恥以外の何ものでもない柏木判決を具体的に告発する。

仲田代理人：柏木判決の論理は全く支離滅裂だが，そうなった原因は，伊方原発は安全だという結論を裁判所がさきに出していたからだ。法律雑誌上でも，ほとんどの学者が批判に回るという異例で稀代の悪判決だ。

熊野代理人：原発は「ホロコースト」だ。大量殺人毒物製造装置でありながら，６００万人のユダヤ人虐殺がまさかと信じられないように，原発の危険を信じない人も多い。こうした危険物設置がきちんとした何の基準もなしに進められていることに留意してほしい。

菅代理人：被告の国は，原発の許可は行政の自由裁量というが〝危険性の判断に「高度な政策的考慮」など入る余地はなく，また，裁判所も扱えない「高度の専門技術」などあり得ない。柏木判決は，立証責任は国にあるといいながら実際には原告に押しつけている。

浦代理人：低線量の放射線でも突然変異を起こすことは動植物で確かめられている。柏木判決は，他の薬害などでの常識を無視し，人間と他の生物とを峻別し。人間に対する危険性は未確認だから安全だと判示して平然としている。

石川代理人：柏木判決は，ドラムカン入りの団体廃棄物の最終処分法が無審査であり違法であることを認めつつ，当分は敷地内に安全保管できるからと容認した。この判示は，廃棄物の蓄積につれて，年々，違法性が強まることを認めた不当なものである。

井門代理人：住民を納得させ得ない審査は炉心溶融につながる燃料の危険についても指摘できる。炉心崩壊をもたらす燃料被覆管の酸化や，それにかかる歪力の無審査をごまかす被告のトリック作戦に，柏木判決はお墨付きを与え住民の信頼を裏切った。

里見代理人：被告やその証人さえ，美浜１号炉での最初の蒸気発生器細管事故の原因は，本件安全審査時には不明だったと述べているのに，柏木判決は，美浜事故発生のたった13日後に開かれた審査会で，事故原因の大筋とその対策が審査されたと驚くべき認定をやってのけ，審査のずさんさをつくろった。

柴田代理人：被告側三島証人は，一次冷却材喪失事故時に全燃料棒の４０%程度はその被覆管が破裂すると証言した。これは，破裂の割合が著るしくないことというＥＣＣＳ基準の不適合性を明示した。しかし柏木判決は，つじつまを合せるため，燃料関係の唯一の審査委員の証言さえ切りすててしまった。

新谷代理人：柏木判決は，被告が地震力を過小に，耐震設計を過大に評価したあやまりを，数々の恥づべき事実誤認を犯しつつ容認した。配管に地盤の１６６倍もの地震動が作用するとのデータを，誤植の疑いありと勝手に誤認して退けた例はその典型である。

畑村代理人：柏木判決は，「原子炉による災害」の一つである温排水を審査対象外であると，被告の違法行為を容認した。また安全審査手続における数々の不法行為を認めつつ，一方的で苦しまぎれの論法で，本件許可を適法なりと判示し，多くの法学者の批判をあびた。

久米補佐人：法律的にも超危険物と認定されている原発を，そこらのビルにたとえる大新聞科学部記者もいる。専門家と呼ばれる人たちは″専門バカ″であるとともに，その科学技術を利用する体制と一心同体であることに留意し，″とらわれない科学者″の意見に耳を傾けてほしい。

原告側の弁論終了後，法廷は，次回期日を２月９日とし，１月末までに被告準備書面を提出することをきめて閉廷。

昼食時には四電本社前で香川県評主催の激励集会が，そして開廷後には裁判所庭で総括集会が，それぞれ開かれ，これからの長期の斗いをやりぬく決意を誓い合った。

また，反原子力東京連絡会議の人たちによって集められてきた高松高裁に対する公正裁判要請書署名（約１５００名）（訴訟ニュース第５９号参照）は原告団に送られてきていたが，この日高松高裁に原告団から提出された。（Ｑ）

只今休憩中

朝から傍聴券取りに並んで，やっとこさ，午後になって手に入れた傍聴席，中休みとい

えどもトイレに立つのも惜しい。

地の利を得て圧倒的に数を繰り出した四電社員は多勢に安じて，松山では借りて来た猫のようだった御人が多弁になっている。

「……それがいかんのだ，何を言っているのか全々判らんのじゃ。要領が悪いのかどうも喋るのが下手なんだなぁ。」

「…………？」

「いや！，あいつら口が達者だからなぁ，あいつら口が商売だかむなぁ」

「…………？」

「えゝ！？　ケンカやらせるかぁ。うんそうだなぁ。あっちにも代理人にごついのがおるからなぁ。」

どうやら四電社員の先輩が新人教育をしているらしい。

そのうちに，休憩時間も残り少くなって，代理人が土俵に帰って来はじめる。原告側代理人のU先生は，途中で被告代理人の席の所で思い出したように立ち止り，日頃から横柄な〃三島（教授）の弟子〃と呼ばれている男をサッと指さし，ドスの利いた声で「おい！お前アクビが多すぎるぞ！」と一喝。くだんの男一瞬ひるんだが何やら一言二言ムニャラムニャラ。U先生は自分の席に帰りながら「何を言うか。年寄（裁判官？）もちゃんとこらえて聴いとるではないか！」と。

後の，四電の社員の表情を観察するのを忘れたのがはなはだ残念である。　（R）

伊方原発一次冷却材漏出事故

二つの弁の同時故障が原因

さる10月3日の深夜に運転中の伊方原発で発生した事故については，すでに前号で速報的におしらせしましたが，その後，事故原因についての四電の調査結果が発表されましたので，愛媛新聞の記事から，事故の経過，原因，そして問題点などをまとめて報告しておきます。（編集部）

10月3日午後11時40分ごろ，一次冷却ポンプ（図中①，以下の番号は，いずれも図中のもの）や原子炉容器②のフタの部分などからの原子炉（一次冷却）水の漏れたものをためるドレンタンク③の水位が急激に上昇し，同時に原子炉や一次冷却材ポンプが据えられている格納容器内の放射線計数器のフレが，平常時の3倍（1000カウント）にはね上った。

緊急に招集された所長以下の四電職員が必死になって漏水原因を調べたが，10月4日午前10時半ごろになって，一次冷却材ポンプの第三ジール部分と軸の間の箇所④から，多量の水が漏れていることを，格納容器内に取り付けてあるテレビカメラで発見。（なおこの漏水状況は，事故直後にカメラを持ち込んだＮＨＫ松山局によって収録されているという。）直に原子炉停止に入り，午後3時50分にようやく原子炉を停止した。

四電が県に事故発生を通知したのは，なんと，異常事態発見後約11時間もたった10月4日の午前10時40分であった。

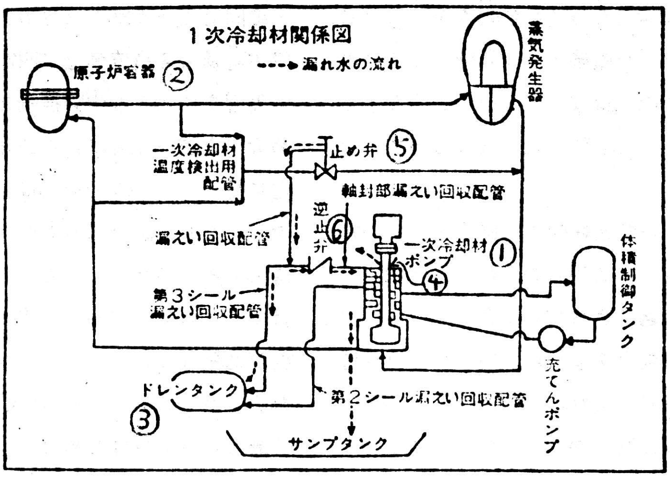

この事故によって漏出した原子炉水の総量は定かでないが，愛媛新聞によると，1時間2トン程度で，合計33トン（原子炉停止までにこのうち13トン）が格納容器内にあふれ出したという。ドレンタンクに流れこんだ分も含めると，少くともこの倍以上の原子炉水が漏れ出たものと思われる。四電の発表では，漏れ出た原子炉水中に含まれた放射能のうち，大気中にタレ流されたのは1.5キュリー程度で，県との安全協定値，年間1万5千キュリーにくらべると少いと評価。また，格納容器内の放射能は外に出さなかったとも発表されている。しかし，こうした発表を裏づけるデータは全く公表されていない。

漏水の原因は，漏れ箇所④から見て，一次冷却材ポンプの第三シール部分の不調と，はじめは推定されていた。しかしその後の四電の調査で，その原因は否定されつぎのように説明されている。漏水を起こした箇所は，原子炉水の温度を測定するための配管の止め弁⑤で。その石綿製の直径約7センチメートルのパッキングが原形を止めぬほどに変形していたために水漏れを起こした。この漏水は，本来なら，ドレンタンクに流れ込むはずであったが，もう一つの故障，すなわち逆止弁⑥が鉄サビのつまりで開き放しになっていたため，半分ほどの水は一次冷却材ポンプの方に逆流し，結局，④の箇所から格納容器建物内にあふれ出したという。

伊方原発は10月30日に運転を再開したが，今回の事故は，推進派の議員や県当局にも大きなショックを与えている。こうした空気を忠実に伝えていると思われる，愛媛新聞の松田記者の記事（10月31日）を最後に引用しておこう。

「今回の事故が直接，間接を問わず四国電力に残した課題は多い。

まず，一次冷却水漏れ事故が起きたという事実。事故により，放射性ガスが大気中に放出された。その量は約1キュリーで，「人体，環境に影響する数値でない」（四電）というが，たとえ微量でも，事故により放射能を大気中に放出することは絶対あってはいけないことだ。さらに，今回の事故の場合，二つの弁の故障が重なって起きたということだけに重大である。それも一つの弁（止め弁）の故障が原因となってもう一つの弁（逆止弁）が故障したのではない。逆止弁の故障原因の鉄

サビは，運転中にかみ込む要因が全くないことから，据え付け直後（51年秋）にすでに故障していたのではないかという。すると，これまで2年間，故障したままになっていたことになる。

逆止弁は，正常運転時には必要としない弁で，定期検査の検査項目の中に入ってないほど不断は″冷遇″されている弁である。だが，今度の事故の場合のように″いざ″という時にこそ必要な弁。それが2年もの間，検査されぬまま故障に気づかなかったことは，現代の科学の粋を集めて推し進められている原発産業だけに納得出来ない一面だ。

また，止め弁の故障はグランドパッキングの装てんミスだという。さる7月末終了した定期検査時に，新しいパッキングと取り替えたが，その作業を行った下請け業者の作業ミスとみられている。この″結論″も，パッキングの材質，寸法，数などに異常がないことから″消去法″で判断したもので，実際に作業ミスがあったかどうかはわからず，あくまで「作業ミスらしい」ということだ。このような状態で四電は故障のあった類似弁のパッキングを全部取り替え，同様事故の早期発見のため，温度計を取りつけ，運転を再開した。

逆止弁の故障にしろ，止め弁の故障にしろ，四電はあくまで「単純ミスが原因。構造上，材質などに欠陥はなく，今後同様の事故は絶対あり得ない」と強調したいらしい。このためか，打ち出された今後の対策といえば，作業員の研修強化，内規充実ぐらい。″単純ミス″として簡単に考えずに″単純ミス″が今回のような事故を引き起こした，ということを十分認識する必要があるのではなかろうか。

もう一つの問題は，事故通報の遅れである。三度同じことが繰り返された。事故後，地元伊方町議会議員協議会で四電は「事故」という表現を使わず「中間検査を早め原子炉を止めた」と述べ，暗に町に通報したのは安全協定に基づく「事故通報でない」ことを強調した。しかし，議員は納得せず「地元住民の気持ちを考えるならば，もっと早く通報出来たはず」として，初めて「事故が予想される時点で通報するよう」申し入れをし，四電はこれを了承した。町，県は以前に比べて，原発を厳しい目で見はじめたようだ。」

会計報告（'78.10／12～11／13）

収入		
会　費		87,000
ニュース購読料		20,650
カンパ		21,000
資料売上金		3,000
	計	131,650
支出		
ニュース代金		27,000
郵送料		12,160
為替手数料		240
会場費		15,700
資料費		480
コピー経費		22,500
控訴状印紙代追加		83,325
控訴委任状印紙代等		40,870
第1回控訴審援助費		286,560
交通費		127,560
宿泊費		33,000
行動費		126,000
	計	489,885
差引		−358,235
借入金合計		1,211,349